

福東小学校PTA役員および各種委員選出基準 (案)

第1章 総則

第1条 この基準は、規約第10条第2項、第12条第3項に基づき、規約第8条、第11条に定める役員（教職員を除く）、各種委員の選出方法について、必要な事項を定める。

第2条 この基準において主な用語の意義は、次の各号のとおりとする。

(1) 役員

規約第8条に定める役員（教職員を除く）、本部役員ともいう。

(2) 学級三役

学級委員、広報委員、母親委員の総称

(3) 各種委員

規約第11条に定める各種委員会（地区委員会、学級委員会、広報委員会、母親委員会）の委員の総称

(4) 各種委員長

規約第11条に定める各種委員会（地区委員会、学級委員会、広報委員会、母親委員会）の委員長の総称

(5) 各種委員等

各種委員および子供会育成会委員の総称

(6) 各種委員長等

各種委員長および子供会育成会長の総称

第2章 役員、各種委員の選出順序

第3条 次年度の役員、各種委員の選出順序は、次のとおりとする。

(1) 役員

(2) 学級三役

(3) 地区委員、(子供会育成会委員)

第3章 役員、各種委員選出の方法

第4条 次年度の役員は、次の手順で選出する。

- (1) 役員は、毎年3名を選出する。選出対象者は、次年度に第5、第6学年になる正会員とする。ただし、第6学年の正会員については、規約第10条第1項に該当する者とする。なお、役員選出にあたっては、各地区の地区委員および子供会育成会委

員の選出に配慮する。

(2) 役員選出方法は次のとおりとする。

1) 立候補

P T A総会日以降に次年度立候補者を募る。立候補者が多数の場合は、役員立会いのうえ、立候補者間で話し合う。

2) 互選

立候補者が定数に達しない場合は、互選により候補者を選定する。互選は、下表の要件の順に、該当する正会員を対象とし、定数に達するまで行う。

要 件		備 考
①	各種委員等の未経験者	地区委員（副）、子供会育成会委員（副）の経験は含めない
②	各種委員長等の未経験者	各種委員の任期回数を考慮する。
③	各種委員長等の経験者	各種委員長の任期回数を考慮する。

(3) 前項で選出した候補者について、運営委員会で適任性を審議して決定し、**次年度4月の定期総会で承認を得る。**

第5条 次年度の各種委員は、次の手順で選出する。

(1) 地区委員は、各地区の選出方法で選出する。

(2) 学級三役は、各学年から選出する。ただし、各地区の地区委員および子供会育成会委員の選出に配慮する。

(3) 学級三役の選出方法は次のとおりとする。

1) 立候補

立候補者が多数の場合は、役員立会いのうえ、立候補者間で話し合う。

2) 互選

立候補者が定数に達しない場合は、互選により候補者を選定する。互選は、下表の要件の順に、該当する正会員を対象とし、定数に達するまで行う。

次年度の学年	1～5年生	6年生	
要件	①	学級三役の未経験者	学級三役の未経験者
	②	各種委員長等の未経験者	各種委員長等の未経験者
	③	各種委員長等の経験者	(免除)

なお、要件①、②は、児童一子が在籍する期間の経験とする。

※児童が複数いる会員の場合、長子（次子）のクラス委員の経験は、次子（長子）の経験には反映されない。

(4) 学級三役の委員長は、**次年度に**第6学年になる正会員、副委員長は、**次年度に**第5学年になる**正会員**から選出する。ただし、会長がやむを得ないと判断する場合は、

他の学年から選出することができる。

- (5) 地区委員長、地区副委員長は、(正) 委員から選出する。選出方法は、立候補および互選による。
- (6) 子供会育成会委員の選出方法は、輪之内町子ども会育成協議会の定めによるが、第6条第1項、第2項の免除規定は、適用する。
- (7) 地区委員の選出についての特記事項
 - 1) 規約第13条第1項に基づき、地区で正会員が不足する場合は、委員会の活動内容の全部または一部を他の地区と統合して実施することができる。
 - 2) 前号の場合は、不足する地区の委員の選出を要しない。
 - 3) 前2号は、年度ごとに運営委員会で決議する。
- (8) 第1項から第5項で選出した各種委員、各種委員長の候補者について、運営委員会で適任性を審議して決定し、**次年度4月の定期総会で承認を得る。**

第4章 役員、各種委員等の免除

第6条 役員免除規定は、次のとおりとする。

役員を任期満了した会員。ただし、再任を妨げない。

第7条 各種委員長および委員の免除規定は次のとおりとする。

- (1) 各種委員長等を任期満了した会員は、以後、各種委員長等に出選されない。ただし、再任を妨げない。
- (2) 役員を任期満了した会員は、以後、各種委員長等および各種委員（地区委員、子供会育成会委員を除く）に出選されない。ただし、再任を妨げない。

第5章 付則

第8条 この基準の変更は、運営委員会の決議によって決定する。

第9条 この基準は、令和3年4月**23**日より施行する。

別表（第6条、第7条関係）

経験役職名 次年度選出役職名	役員	各種委員長 子供会育成会長	各種委員 子供会育成会委員	備考
役員 	免除	免除	一部免除 ※地区委員、子供会育成会委員は除く	任期満了者に限る
各種委員長 子供会育成会長 （交通委員長） 		免除		任期満了者に限る
各種委員 子供会育成会委員 				

※交通委員長は、令和3年度で廃止

※廃止前の交通委員長経験は、各種委員長の経験と同等とみなす